



変更 記事		京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更		
		ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事	NO. 1 14 枚の内		NO. 枚の内
		図面目録	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和8年4月 S= -	維持工事課		

京都市向島市営住宅修繕工事 ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事

番号	名 称
1	図面目録
2	特記仕様書(1)
3	特記仕様書(2)
4	特記仕様書(3)・公社標準仕様書
5	付近見取図、配置図
6	特記事項・器具姿図(1)
7	器具姿図(2)
8	1街区1号棟 平面図
9	1街区2号棟 平面図
10	1街区3号棟 平面図
11	1街区4号棟 平面図
12	1街区5号棟 平面図
13	1街区6号棟 平面図
14	1街区集会所 平面図

変更 記 事		京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更		
		ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事	NO. E02 14 枚の内		NO. 14 枚の内
		特記仕様書(1)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和8年4月	S= ー		維持工事課

特記仕様書(1) (電気設備工事)

(選択する項目において■印を本工事に適用する。
なお、アンダーライン付の項目は、選択する項目及び記入が必要な項目を示す。)

0 対象工事 本工事は以下の対象工事である。
 通期の週休二日工事(発注者指定方式)
 建設キャリアアップシステム施工工事(受注者希望方式)
 情報共有システム施工工事(発注者指定方式)
 フレックス工期適用工事(発注者指定方式)

1 工事名 京都市向島市営住宅修繕 工事
 ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修 工事

2 工事場所 京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58

3 工期 ■ 着工命令の日から 6か月以内
 契約の日の翌日から 6か月以内
 契約の日の翌日から令和 年 月 日まで

本工事は下記のフレックス工期を適用した工事であり、発注方式は発注者が工事の始期を指定する「発注者指定方式」とする。
 工期：令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで
 フレックス工期：契約の日の翌日から令和 年 月 日 まで
 工期：着工命令の日から 6か月以内
 (着工命令の予定日は令和 年 月 日 日)
 フレックス工期：契約の日の翌日から着工命令の前日まで
 なお、低入札価格調査等により、上記の工期の始期以降に契約締結となった場合には、フレックス工期は適用しない。

(本工期内には、完成検査及び手直しの必要がある場合に要する期間並びに、揮発性有機化合物の室内温度測定を行う場合の養生期間等を含む。また、契約工期内に完成検査が合格しなければならぬ。ただし、本社の都合により契約工期内に完成検査が実施できない場合には、工事請負契約書第34条第1項に規定する通知の日から起算して14日以内に完成検査を実施することができるものとするが、年度内を契約工期とする工事については年度末日までに完成検査に合格しなければならない。)
 概成工期 令和 年 月 日
 概成工期 工期の末日の 日前(休日含む)
 ※概成工期は公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)第1編第1章第1節1.1.2.(1)(f)による。

4 関連工事等の調整
 本工事とは別契約の関連工事等(以下「関連工事等」という。)は次のとおりである。受注者は監督員が行う調整に協力し、当該工事関係者ととも工事全体の円滑な施工に努めるとともに、共同で処理すべき事項(事故防止、付近道路の清掃等)については協力して行うこと。
 建築主体工事
 空調衛生設備工事
 その他()

5 建物概要 敷地面積 _____m² 建築面積 _____m² 延面積 _____m²
 構造 ■RC □CS □SRC □木造 地下 _____階、地上 _____階
 別棟 _____
 本建築物は、消防法施行令別表第一第 5 項 □に該当する防火対象物である。

6 関連法令等の遵守
 工事の施工に当たっては、工事請負契約書、京都市住宅供給公社契約事務要綱、京都市契約事務規則、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、電気事業法(自家用電気工作物保安規程を含む。)、電気設備技術基準(以下「電技」という。)、有線電気通信法、電気通信事業法、電波法、放送法及び消防法並びにその他の関係法令を遵守する。

7 適用
 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、公社標準仕様書によるほか、以下の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等を適用する。
 ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版(以下「標準仕様書」という。)
 ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版(以下「改修標準仕様書」という。)
 ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和7年版(以下「標準図」という。)
 また、本工事に建築工事及び機械設備工事を含む場合は、それぞれ当該工事の標準仕様書等を適用する。
 ・ 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書 令和元年版」(以下「事連協共通仕様書」という。)

8 優先順位
 設計図書の優先順位は、次のとおりとする。
 (1)質問回答書(以下に対するもの) (2)現場説明書 (3)特記仕様書 (4)図面
 (5)公社標準仕様書
 (6)標準仕様書、改修標準仕様書並びに標準図(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
 (7)事連協共通仕様書 (8)内線規程及び高圧受電設備規程

9 覚書の締結
 本工事において周辺住民との間に覚書等が締結された場合は、その締結事項を遵守する。

10 設計変更
 工事内容の変更に伴う請負代金額の変更は、原則として、次の式により求め、千円未満切捨てとする。
 (変更後)請負工事価格=(変更後)設計工事価格×((当初)請負工事価格/(当初)設計工事価格)
 なお、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び負担金等は、上記算式中「(当初)請負工事価格/(当初)設計工事価格」の値の算定に含めないものとし、設計変更により追加する場合は、これらの費用に、上記算式中「(当初)請負工事価格/(当初)設計工事価格」の値を乗じない。また、請負工事価格とは、請負代金額から消費税等相当額を減じた額とする。上記適用を受けない場合は、都市計画局都市企画部都市税務課のホームページ(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html)の「京都市都市計画局「公共建築工事積算基準」等の補足」第1編第3章2を参照のこと。

1.1 契約の保証
 契約保証の額は原則として下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合には、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」による。
 ■ 保証の額は、請負代金額の10分の1以上とする。
 保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。(WTO政府調達協定対象)
 保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
 (契約の保証は、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)とする。)
 保証の免除

1.2 低入札価格調査制度
 (1) 京都市公共工事低入札価格調査取扱要領第5条に基づく調査対象者(以下「調査対象者」という。)は、同要領第7条に定める調査項目に関する資料を契約担当課に提出しなければならない。
 (2) 前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については、同要領に定めるものとし、調査対象者はこれに誠意をもって対応しなければならない。
 (3) 調査対象者が受注者となった場合には、本工事において、次に掲げる事項について対応しなければならない。
 ア 施工計画書の内容のヒアリング
 特記仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
 イ 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング
 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合は、施工体制台帳を作成し、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
 ウ 施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング
 受注者は、監督員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
 エ 安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング
 受注者は、監督員の求めに応じて仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。
 また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

1.3 請負代金の支払条件
 請負代金の支払条件は原則として下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合の前払金及び中間前払金の取扱については、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」及び「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要領」による。
 (1) 前払金
 前払金の支払いは行わない。
 請負代金額の(40) %以内
 (2) 中間前払金及び部分払
 中間前払金及び部分払については、いずれか一方を受注者が選択する。ただし、中間前払金を請求した後であっても当該工事における各会計年度の出来高予定額(最終の会計年度に係るものを除く。)に係る当該年度末(当該年度末における出来高が当該会計年度の出来高予定額に達しないときは、当該年度末又は当該出来高予定額に達した時点。)の出来高に対する部分払(以下「年度末部分払」という。)を行うことのできるものとし、当該中間前払金を請求した会計年度の翌会計年度以降においては部分払を請求することができる。なお、年度末部分払以外の場合は、同一年度内において中間前払金を請求した後に部分払の請求を行うことはできない。
 また、部分払を請求した後であっても、当該部分払を請求した会計年度の翌会計年度以降においては、中間前払金を請求することができる。ただし、同一年度内において部分払を請求した後に中間前払金の請求を行うことはできない。
 なお、予定価格が300万円未満の工事については、中間前払金は選択できない。
 ア 中間前払金の場合：請負代金額の(20) %以内
 中間前払金の支払いは、受注者からの請求により、本公社が同要領に掲げる要件の全てに該当したことを確認したうえで行う。
 イ 部分払の場合：回数 令和(8)年度(1)回以内
 (3) 完成払：完成後

1.4 工事保険
 工事的物及び工事材料(支給材料を含む。)等を対象とする建設工事保険又は組立保険に加え、第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償を負担できる請負業者賠償責任保険に加入し、その「証券の写し」又はこれに代わるものを監督員に提出する。保険期間は、契約工期の開始日又は監督員との協議により定められた日から工事的物引渡しの日までとする。ただし、機械器具設置工事等の組立保険期間は、保険の対象物が発生する日から工事の目的物の引渡しの日までとすることができる。
 なお、団体保険等に付している場合については、上記「証券の写し」又は保険会社が発行する証明書(保証内容等の必要な情報が確認できるものに限る。)に加え、当該保険に加入している団体等へ受注者が加入していることを証明する書類(「工事保険加入証明書」という。)を監督員に提出する。

1.5 法定外の労災保険
 受注者は法定外の労災保険に加入しなければならない。
 法定外の労災保険とは、国の労働者災害補償保険(労災保険)の給付に上乗せして保険金を給付する保険をいう。

1.6 資材及び労務の調達
 本工事の施工に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務の調達に努める。

1.7 各種調査等
 受注者は、本工事が公共事業労務調査等の対象工事となったときは、調査書類の作成等に協力する。

1.8 建設業退職金共済制度(建設共済制度)
 受注者は、本工事に関する現場雇用労働者(下請負者が雇用する労働者を含む。)の退職金制度について把握に努める。また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図る。
 なお、建設業退職金共済制度対象労働者(下請負者が雇用する労働者を含む。)を雇用する場合については、次の(1)～(3)に記載のとおり運用し、また、予定価格(税込)が1,000万円以上の工事については(4)～(5)の書類を監督員に提出又は提示をする。
 その他、制度、様式等は「建設業退職金共済事業本部ホームページ(http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp)」を参照する。
 (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、証紙貼付方式又は電子申請方式のいずれかを選択する。
 (2) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識(シール)を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示する。
 (3) 下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、受注者がその事務を代行する。
 (4) 掛金収納書(証紙貼付方式による場合は掛金収納書提出用台紙に貼付)を工事請負契約締結後原則1か月以内(電子申請方式による場合は、工事請負契約締結後原則40日以内)に監督員に提出する。なお、必要に応じて「退還証紙購入等計画書」の提出を求められることがある。
 (5) 工事完成時、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を監督員に提出し、次の書類を提示する。
 ア(証紙貼付方式による場合) 工事別共済証紙受払簿
 イ(電子申請方式による場合) 被共済者就労状況報告書、掛金充当書

1.9 工事実績情報
 請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)(一般財団法人日本建設情報総合センター)により工事情報を登録(仮登録)し、オンライン上で監督員の確認を受けた後、次に示す期間内(休日を除く。)に登録申請(本登録)を行い、登録されたことを証明する資料を監督員へ提示する(提示方法は、システムから監督員へのメール送信による)。
 (1) 工事受注時 ■契約工期の開始日から10日以内
 契約の日の翌日から10日以内
 (2) 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後10日以内
 (3) 工事完成時 工事完成後10日以内
 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

2.0 週休二日工事
 (1) 発注方式
 月単位の週休二日工事
 発注者指定方式
 受注者希望方式
 ※発注方式にかかわらず通期の週休二日は必須とする。
 通期の週休二日工事
 発注者指定方式
 (2) 発注方式が受注者希望方式による場合、受注者は、週休二日工事実施意向届出書を監督員に提出する。その際に月単位の週休二日の実施を希望しない場合であっても、本工事に係る関連工事等の週休二日の達成に協力すること。
 (3) 受注者は、契約工期開始後、速やかに現場閉所の日予定日等を記載した実施工程表(マスター工程表)を監督員に提出し、工事中においては、三週工程表など工程を記録した書類に現場閉所日を記載し監督員に提出する。
 (4) 受注者は、週休二日工事である旨を仮囲い等労働者の見やすい場所に掲示する。
 (5) 受注者は、月単位の週休二日工事を実施する場合は、月ごとに達成状況を監督員に報告し、通期の週休二日を実施する場合は、通期の達成状況を監督員に報告する。
 (6) 月単位の週休二日が未達成の場合は、労務費補正金を減額変更する。
 (7) その他、詳細については、下記ホームページに掲載の「京都市住宅供給公社週休二日工事実施要領」を参照すること。
 (https://www.kyoto-jkosha.or.jp/bid/vendor/)

2.1 建設キャリアアップシステム(CCUS)
 (1) 受注者は、建設キャリアアップシステムを活用する場合、契約締結後速やかに試行の意思を工事打合せ簿により監督員に通知すること。
 (2) 完成検査時に、建設キャリアアップシステムから出力した現場・契約情報等の帳票及び利用状況の写真を監督員に提示し、履行状況を報告すること。
 (3) その他詳細については、「京都市都市計画局建設キャリアアップシステム試行要領」に基づき取り進むこと。(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000324330.html)

2.2 情報共有システム
 (1) システム事業者との契約、システムの利用登録、利用料金の支払い等の手続きは、受注者が行うこと。
 (2) 受注者は完成検査後、工事書類の電子データをDVD-R等により提出すること。
 (3) その他詳細については、「京都市都市計画局情報共有システム試行要領」に基づき取り進むこと。(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000296792.html)

2.3 フレックス工期
 (1) フレックス工期内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
 (2) 受注者は、フレックス工期内において、現場に投入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の投入、仮設物の設置等を含め工事に着手してはならない。
 なお、フレックス工期内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
 (3) その他詳細については、「京都市都市計画局フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領」に基づき工事を実施すること。
 (https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html)

2.4 産業廃棄物処理関係
 (1) 受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」及びその関係法令のほか、「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」を遵守しなければならない。
 (2) 受注者は、前項に掲げる各法令等の趣旨を踏まえ、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、再利用できる場合は当該方法による処理・処分方法を採用するとともに、原則として自ら行い、同指針1.2(10)に規定する排出事業者として、同指針2.1の責務を負っていることを十分に認識し、信義に従って誠実に対応しなければならない。
 (3) 受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため、施工計画書に産業廃棄物処理の計画について記載するほか、「廃棄物処理委託契約書」、「処分・収集運搬業許可証の各写し」及び「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を監督員に提示する(電子マニフェストの場合は受渡確認票を提示)。
 (4) この特記仕様書に反して当該契約の産業廃棄物が処理された場合は、受注者に対して必要な措置を命じることがある。このとき受注者は、速やかに指示に従わなければならない。

2.5 建設副産物に関する取扱い
 (1) 受注者は、請負代金額が100万円以上(請負代金額の変更があった場合を含む。)の工事を施工する場合、契約締結後速やかにコプリス・プラスによる再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出する。
 (2) 受注者は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条又は建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(以下「指定副産物省令」という。)第8条における揭示の対象となる工事については、現場揭示用の再生資源利用(促進)計画書を工事現場の見やすい場所に掲示する。

以下のいずれかに該当する場合に揭示が必要	
投入	1 土砂500m ³ 以上 2 砕石500t以上 3 加熱アスファルト混合物200t以上
搬出	1 土砂500m ³ 以上 2 Co塊、As塊、建設発生木材の合計が200t以上

(3) 500m³以上の建設発生土を搬出する工事は、指定副産物省令に基づく確認結果票を作成し、当該計画書と併せて提示する。
 (4) 受注者は、工事完成後速やかに、コプリス・プラスによる再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書をそれぞれ作成し、監督員に提出する。対象工事は、請負代金額が100万円以上(請負代金額の変更があった場合を含む。)の全ての工事とする。

2.6 資材の再資源化に関する取扱い
 (1) 発生材のうち、引渡しを要するものは下記による。
 ()
 なお、引渡しを要するものは、監督員の指示を受けた場所に保管し調査を監督員に提出すること。
 (2) 発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、下記による。
 ()
 なお、再資源化を図るものとしたものは、分別を行い、再生資源化施設等(廃棄物処理法第14条の許可を受けた施設)に搬入すること。
 (3) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)の対象工事である場合は、以下の書類を監督員に提出する。
 ア 同法第12条第1項の規定で定める説明書(契約締結前に提出)
 イ 同法第13条及び省令第4条に基づく書面(着工関係書類に添付)
 なお、届出の記載内容に変更が生じた場合は、同条第2項の規定により、速やかに届出を再提出する。
 対象工事は、建築設備工事の場合、請負代金額が1億円以上の工事が対象となり、建築物以外の工作物の工事(土木工事等)は、請負代金額が500万円以上の工事が対象となる。
 (4) 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書に建設リサイクル法施行規則第5条第1項各号に掲げる事項が記載されている場合は、建設リサイクル法18条の規定に基づく報告書の提出を省略できる。

2.7 建設発生土の処理
 建設発生土は、原則として下記のとおり処理する。
 (1) 搬出先
 指定地処分 商号又は名称： _____
 所在地： _____
 (搬出先へ建設発生土の受領書を求め、監督員に提示する。)
 場内敷均し
 建設発生土に係る土壌調査
 土壌調査を実施する。(試料検体数 _____)
 搬出先が指定する基準(調査項目及び基準値)による土壌調査を実施する。
 また、調査後に以下の資料を監督員に提出する。
 ア 土壌分析結果証明書
 イ アの試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真
 なお、搬出先が「京都市土砂等による土壌の埋没等の規制に関する条例」(以下「土砂条例」という。)第10条に基づく土地の埋没等の許可(変更含む。)を必要とする場合は、搬出先の求めに応じ、許可に必要な資料の作成に協力する。
 土壌調査を実施しない。
 ただし、搬出先が土壌調査を求めた場合や搬出する土砂等が土砂条例第8条に規定する埋立基準に適合しないおそれがあると認められる場合は、監督員と協議すること。協議のうえ、土壌調査を実施することになった場合は、設計変更の対象とする。

2.8 石綿の取扱い
 石綿の取り扱いについては、以下のとおりとする。
 (1) 石綿の取扱いに当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び「建築物等の解体に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」等、関係法令等を遵守する。
 (2) 解体又は改修工事に当たっては、(5)のAからEに示す石綿の有無にかかわらず、事前調査を行い、「解体等工事に係る事前調査説明書」を監督員に提示する。
 また、大気汚染防止法第18条の15第6項及び石綿障害予防規則第4条の2第1項に基づき提出したそれぞれの報告書の写しを監督員に提示する。
 ア 調査について貸与する図書は、下記による。
 ()
 イ 分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(最終改正 令和3年12月22日 基発 1222 第17号)に基づき、定性分析又は定量分析を行うこと。
 (3) 石綿含有建材の除去等作業を行うに当たり、作業計画書を作成し監督員の承諾を得る。
 (4) 石綿含有建材の除去等の作業が終了したときは、その結果を書面で監督員に報告する。(特定物じん排出等作業完了報告書)
 (5) なお、現時点で石綿を含むと想定しているものは、次のAからEのとおりとする。
 各レベルは、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を示す。
 ア 吹付け石綿(吹付けパワード、吹付けパーミキュライト含む)
 対象部位及び材料() (レベル1)
 イ 石綿を含有する断熱材、保溫材及び耐火被覆材
 対象部位及び材料() (レベル2)
 ウ 石綿含有成形板等
 対象部位及び材料() (レベル3)
 エ 石綿含有仕上塗材(吹付けパワード、吹付けパーミキュライトを除く)
 対象部位及び材料(外装装設材E(下地調整材)、複層仕上塗材E(下地調整材))

変更 記事		京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更	
		ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事 NO.E04 14 枚の内	NO. 枚の内	
		特記仕様書(3)・公社標準仕様書	京都市住宅供給公社	
		令和8年4月 S= ー	維持工事課	

特記仕様書(3) (電気設備工事)
(選択する項目において■印を本工事に適用する。
なお、アンダーライン付の項目は、選択する項目及び記入が必要な項目を示す。)

- 5.8 施工計画書
(1) 工事の着手に先立ち、工事全般に関する総合的な計画をまとめた総合施工計画書について監督員に提出する。
(2) 品質計画、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
(3) (2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。
(4) 大型機器、コンクリート柱等、監督員の指示する機材については、搬入計画書を作成し、監督員に提出するとともに、関係者に周知徹底して事故防止に努める。
- 5.9 実施工程表(マスター工程表)
(1) 工事請負契約書第3条の規定に基づき、工事の着手に先立ち、関連工事等の関係者と十分調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。
(2) 概成工期が特記された場合は、実施工程表等に概成工期、受電日、総合試運転調整に要する工程を特記すること。
- 6.0 施工図
施工に先立ち速やかに施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。
- 6.1 納入仕様書
主要な機器や監督員が指示する機材は、製作図、性能表等を作成し、監督員の承諾を受ける。
- 6.2 機材の品質等(機材性能試験成績書)
主要な機器や監督員が指示する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のある材料を使用する場合は、この限りでない。
- 6.3 履行報告
工事請負契約書第13条に基づく履行報告に用いる様式は、工程表等とする。
- 6.4 工事写真
(1) 原則として「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」(以下「写真撮影要領」という。)により撮影を行い、工事写真台帳に整理する。写真は、「写真撮影要領」による工事写真撮影ガイドブック「電気設備工事編令和5年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」の写真例を参照し撮影する。撮影箇所は、着工前の状況、各施工工程の状況、地中障害物の状況等の施工後に外部から視視しがたい箇所、完成状況の主要な箇所及び監督員が特に指示する箇所とする。工事写真は工事写真台帳に整理し、写真の元データとともに提出する。
(2) 受注者は、工事写真の全部又は一部について、工事写真の小黒板電子情報化を行う場合、着工前に使用機器等に関して以下のA～Eを監督員に提示し、承諾を受けること。また、監督員への提出に先立ち、受注者は、チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、撮影した工事写真の信憑性確認を行うこと。監督員が必要と認めた場合は、その結果を提示すること。
ア 必要な機器及びソフトウェア等については、写真撮影要領に示す必要事項の電子的記入ができるもの。
イ 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(ホームページ<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)に記載されている技術を使用した信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するもの。
- 6.5 保全に関する資料
□ 建築物等の利用に関する説明書を監督員に提出する。(詳細は以下による。)
(1) 建築物等の利用に関する説明書は標仕で定める「建築物等の利用に関する説明書」とし、「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」(国土交通省)を参考に作成する。
(2) 資料の作成に当たっては、監督員と記載事項に関する協議を行う。また、作成後は監督員に内容の説明を行う。
(3) 関連工事等がある場合には、まとめて作成してもよい。その場合の提出部数については、建築主体工事の定めによる。
- 6.6 完成図書
完成図書は、「工事書類一覧及び提出方法等」の項目に記載した書類を、「工事書類電子化の手引」に従い電子で監督員に提出する。提出物に紙書類がある場合は、A4サイズのファイルに綴じ、目次を添付のうえ監督員に提出する。
- 6.7 総合試運転調整
関連工事等との全体の運動動作が、設計図書の意図した機能を満足することを確認する。

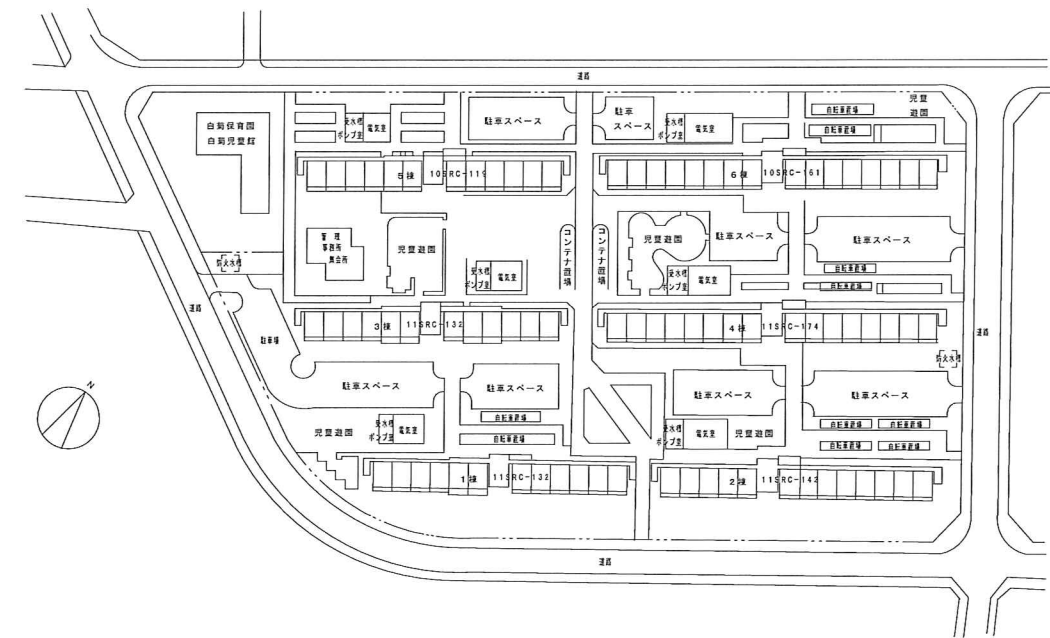
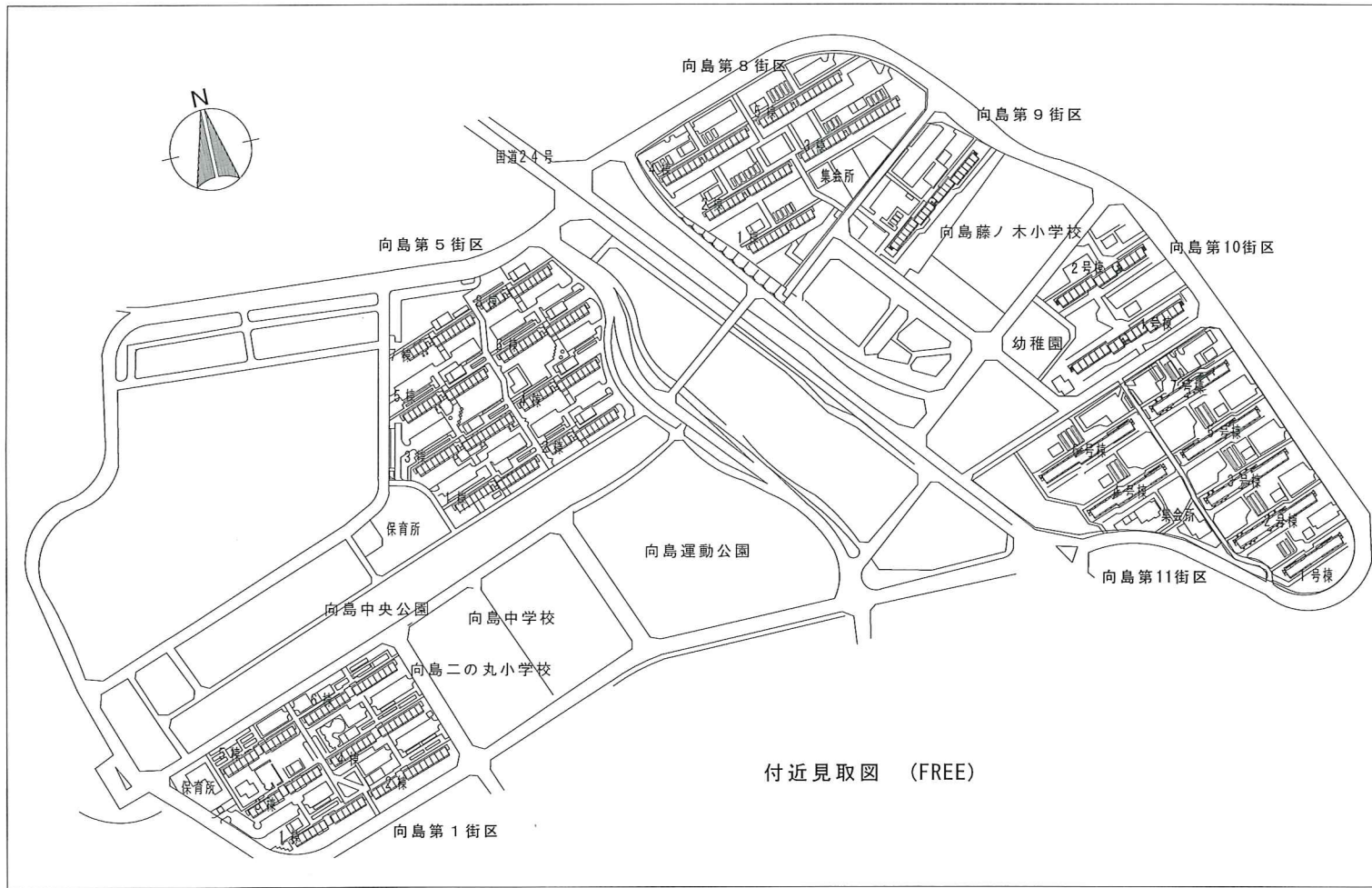
公社標準仕様書(電気設備工事)
(選択する項目において■印を本工事に適用する。
なお、アンダーライン付の項目は、選択する項目及び記入が必要な項目を示す。)


- 1 仕様概要(共通事項)
(1) 電気工作物の種類
□ 事業用電気工作物 ■ 一般用電気工作物
- (2) 電線管
ア 屋外、湿気が多い場所及び水気等のある場所は、薄鋼又は厚鋼電線管とし、その種別は図面特記による。
イ 長さ1m以上の空配管には、呼線として1.2mmビニル被覆鉄線管を入線する。
ウ 屋外、湿気が多い場所及び水気等のある場所で使用する2種金属製可とう電線管はビニル被覆付きとする。
エ いんべいのケーブル配線の場合、壁面に設置する機器類に接続するケーブルはPF管にて天井内まで保護する。
- (3) 電線
ア 特記なき電線は、600V耐燃製ポリエチレン絶縁電線(EM-E)とする。
イ 電線・ケーブルについては、環境に配慮したエコ電線・エコケーブルを使用する。
ウ 電線の色別は、原則として「標準仕様書」どおりとし、ケーブルの場合は、端末に相色別を施す。なお、ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とするか端部に緑色の色別を施す。
エ ELCB回路の接地線は、端部を黄色で表示し、接地端子台に用途表示を行う。
オ 架橋ポリエチレン絶縁ケーブル又は、ポリエチレン絶縁ケーブル(EM-CE、EM-CET、EM-EEF等)には紫外線対策を施す(EM-EEFは紫外線対策EM-EEFを使用する。)。
なお、高圧、特別高圧ケーブルの時には内規規程による。
カ 高圧ケーブルの端末処理について、絶縁テープ巻きによる方法は乾燥した場所に限るものとし、屋外、湿気が多い場所及び水気等のある場所は、屋外用プレハブ形ゴムとう管形による方法とすること。
なお、どちらの場合も使用する処理材については、JCAA規格同等品とする。
キ 高圧ケーブルはE-E型を使用すること。
- (4) 配管及び配管支持材の塗装
ア 塗装箇所は、屋外、■屋内(電気室、EPS、PSを除く。)の露出部分とする。(図中特記のある部分はそれに従う。)
イ 亜鉛メッキ電線管の塗装は、下塗り1回、指定色塗装2回とする。
ウ ねじ切り部分、キズ等は下塗りを2回をした後、指定色塗装2回とする。
エ 下塗りは「JPM5 28」又は「JASS18 M-109」による。
指定色塗装は「JIS K 5516 1種」による。
- (5) プルボックス
ア プルボックスの末尾に(WP)の記号を付記したものは、屋外型を示す。プルボックスを支持するためのボルト、ふたの止めねじ等のプルボックス内部への突起物は、電線の損傷を防止するための措置を施す。ただし、電線を損傷する恐れのない場合はこの限りでない。
イ 水気のある場所に設置するプルボックスの取付面は防水処置を施す。
ウ ふたには、シール又はアクリル製エッチングで用途名を表示する。ただし、屋外用はアクリル製エッチングとする。
エ 塗装箇所は、屋外、□屋内(電気室、EPS、PSを除く。)の露出部分とする。(SUS製を除く。図中特記のある部分はそれに従い、SUS製に対する塗装は焼付とする。)
オ さび止め塗装が施された金属製プルボックスの塗装は指定色塗装2回とする。亜鉛メッキが施された金属製プルボックスの塗装は下塗り1回、指定色塗装2回とする。下塗り及び指定色塗装の仕様は[配管及び配管支持材の塗装]と同様とする。
- (6) 取付け金具等
ア 屋外及び湿気が多い場所並びに水気のある場所に使用する配管支持金具、ボルト類等は、ステンレス製のものを使用する。
イ 屋外の壁面に設置するプルボックス及び盤類等は、壁面のまわり3方(上部及び左右)に防水コーキング処理をする。ただし、取付け面が壁面から離れている場合は、監督員の指示により省略することができる。
- (7) ハンドホール及びマンホール
ア ハンドホール及びマンホール内の配線の表示は、アクリル製エッチングとする。
イ ハンドホール及びマンホールのふたの表示は、鋳型表示とする。
□ ふたはロック機能付又は同等品とする。
ウ 標準図で定める種別のブロックハンドホール又はブロックマンホールを使用する場合は、標準仕様書に基づく強度計算書、試験成績書等を省略することができる。
- (8) 地中配線
ア 地中配線の上部には、標識シートを下図のように2倍長以上重ね合わせて設置し、おおむね2m間隔で、用途、電圧種別を表示する。ただし、需要施設ではない場合には、物件の名称も表示する。
- 標識シート重ね合わせ参考図
- 管相互間隔 一覧表
- | 呼び径 (mm) | 間隔 (左右・上下共) |
|----------|-------------|
| 80未満 | 50mm |
| 80~150 | 70mm |
| 150超過 | 100mm |
- イ 多糸ふ設する場合には、管相互に右表に示す程度の間隔をとらなければならない。ただし、「電技」にこれ以上の間隔距離が規定されている場合には、当該規定の間隔距離をとる。
ウ 合成樹脂管(波付硬質合成樹脂管を含む。)のふ設は、良質土又は山砂を均一に5cm程度敷きならした後に管をふ設し、さらに管の上部5cm程度を、良質土又は山砂を用いて締め固める。
- (9) ちょう架用線
メッセンジャーワイヤを使用してちょう架する場合には、亜鉛めっき鋼より線を使用し、ハンガーを使用する場合には、そのハンガーの間隔を50cm以下とし、規定の接地をとらなければならない。
- (10) 配線経路
分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配線経路は、監督員の承諾を受けて変更することができる。
- (11) スリーブ
ア 貫通口の径は、スリーブ貫通口に挿入する管の外径(保温されるものにあつては、保温厚さを含む。)より原則として、40mm程度大きなものとする。
イ 紙チューブを用いる場合は、外径が200mm以下のものとし、柱、梁部分には使用しない。また、型枠取り外し後に取り除く。
ウ 地中管路で建物外壁貫通部については、水切つば付スリーブ、空管路防水栓等を用いて適切な防水措置を行う。

- (12) はつり
既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
(13) 天井仕上表示
□ 図面(No. ____ ~ ____)において室名に(____)を付したものは直天井を、それ以外は二重天井の室を示す。
(14) コンセント等のプレート
□ 新金属 □ プラスチック □ ステンレス □ _____ とし、ブラックプレートには、□ アクリル製エッチング(屋外、□ 屋内) ・ □ シール(屋内で、用途名を表示する。
(15) スイッチ
□ 大角形 □ 大角形ネーム付 □ 大角形ネーム付(2個以上に限る。)
□ ワイドスイッチ □ ワイドスイッチ(_____ に限る。)
(16) コンセント
コンセントには、分電盤の名称及び回路番号の表示をシールで行う。
(17) 照明器具
非常用照明器具及び誘導灯の外郭に、設置年月の表示を行う。
(18) 盤類
盤類に係わる用語の定義は以下による。
ア 「標準仕様書」
特記仕様書(1)「適用」の項目に記載した標準仕様書による盤類をいう。
イ 「製造者標準盤」
製造者の標準仕様に基づき製作された盤類をいい、分電盤については「JIS C 8480 キャビネット形分電盤」に、住宅用分電盤については、「JIS C 8328 住宅用分電盤」に準拠する。ただし、図中特記された箇所については当該特記事項による。
ウ 製造者標準盤共通事項
キャビネット構成材質は鋼板又はステンレス鋼板
ドアは鍵付(鍵は □ No. 200、□ _____)とする。
ハンドルは突出しない構造で非鉄金属又はステンレス製とする。
防災設備の回路については、赤字明示及び赤色合成樹脂製カバー、キャップ等を取付ける。
原則として、接地端子は接地が必要な分岐回路の全数以上設ける。
図面に示された姿回、形状寸法及び型番は、全て参考とする。

京都市住宅供給公社維持工事課 Ver. E. 令和8年4月改定 原図用紙サイズ: A3

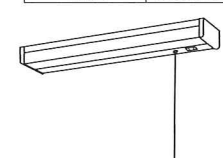



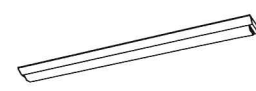
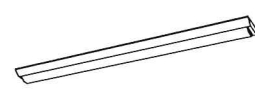



変更 記事		京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更	注	
		ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事 NO.5 14 枚の内	NO. 〇 枚の内		
		付近見取図・配置図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和8年4月 S= ー	維持工事課		



変更 記事	京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更	
	ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事 NO. E06 14 枚の内	NO. 枚の内	
	特記事項・器具姿図(1)	京都市住宅供給公社 令和 年 月	
	令和8年4月 S= -	維持工事課	

特記事項

<p>1 工事項目</p> <p>(1) 既存アンカーボルトが使用できないときは、新たにアンカーボルトを取り付けること。(不要アンカー穴の補修共) 既存吊ボルトの安全性を確認のうえ使用し、カット等の加工をする場合は、カット面の防錆処理を施すこと。</p> <p>(2) 撤去した照明器具は、安定器のPCB使用の有無を確認し、その全リスト(メーカー、形式、安定器、PCBの有無、台数等)を監督員に提出すること。PCB使用機器は監督員の指示に従い、所定の場所に保管すること。その他撤去品については、受注者にて適切に処分すること。</p> <p>(3) 撤去した照明器具の蛍光管は、内部に水銀が含まれているため、関係法令に基づき適切に処分すること。</p> <p>(4) 工事前に現状を調査し、疑義がある場合は監督員と協議を行うこと。</p> <p>(5) 選定した器具による、既存開口部との隙間や、開口部の加工処理は本工事に含む。</p> <p>(6) 更新したLED照明器具のねじ穴にはキャップを取り付けること。</p> <p>(7) 既設LED照明器具は本工事対象外とする。</p> <p>(8) 既設埋込スクエアライトを更新する際の開口部処理は本工事に含む。</p>	
<p>2 団地内通路等</p> <p>(1) 作業車両等の出入は団地内通路の出入口を使用し、その都度出入口の施錠を行うこと。</p> <p>(2) 作業車両等は監督員と協議のうえ団地敷地内に駐車するものとし、現場の状況に応じて交通の障害とならないよう、駐車場所を配慮し、支障のあった場合は速やかに移動可能な状態にすること。</p> <p>(3) 団地内通路の使用においては入居者等の通行に配慮し、十分に安全確認を行うこと。</p> <p>(4) やむを得ず公道を使用する場合は、道路使用許可後の施工とする。</p> <p>(5) 施工中に使用した道路等(作業車両等が通行した団地内通路を含む。)は、適宜路面の清掃を行う等、周辺環境に配慮した施工を行うこと。</p> <p>(6) 資材搬入等について、現場にて事前調査し、必要に応じてバリケード等の設置、若しくは交通誘導員の配置を検討するなど、安全対策を講じるものとする。</p> <p>(7) 資材の荷揚げ、搬入及び発生材等搬出などに伴う作業車両等の停車、敷地内の通行などは通学・通勤時間帯を避けるなどし、入居者の日常生活を妨げることをしないよう配慮すること。</p>	
<p>3 仮設備関係</p> <p>(1) 使用資材等は、原則として持ち帰るものとするが、施工上の都合により団地敷地内の屋外に資材を仮置する場合は、シートで養生するなどし、必要に応じてバリケード、仮囲い等を設置し、安全対策を講じること。</p> <p>(2) すべての作業完了後、速やかに作業用仮設を撤去し、仮置場、仮設の撤去跡及び周囲等の清掃・地均し等現状回復作業を行うこと。</p> <p>(3) 施工上の都合により、共用の電気、水道及びエレベータ等を使用する場合は、管理者に連絡を取り、事前に承諾を得なければならない。なお、必ず制約事項、費用の分担等をお互いに確認し、その費用については受注者の負担とする。</p>	
<p>4 周辺環境保全対策関係</p> <p>(1) 騒音、振動、ほこり、臭いなどが発生する作業に際しては、近隣の入居者などにできるだけ影響を与えないように配慮すること。</p> <p>(2) 通行人、入居者及び家財道具等に、迷惑や損害を与えないよう十分に養生を行うこと。</p> <p>(3) 善良な受注者の注意を持ってしても、災害又は公害の発生のおそれのある場合の処理については、着手前に監督員と協議するものとする。</p> <p>(4) 受注者及びその他関係者は、名札及び腕章を着用とし、作業に適した服装及び履物で施工すること。</p> <p>(5) 受注者及びその他関係者は、作業車両であることが認識できるように受注者名等を記載したものを、外部から確認できる位置に掲示するものとする。</p> <p>(6) 監督員(入居者の生活空間での作業を伴う修繕の場合は、入居者と調整すること。)と綿密に連絡を取り、管理事務所又は管理人等とも連絡を取ることとし、作業等が計画どおり進むように努めるものとする。</p> <p>(7) その他、必要がある場合は事前に地元調整を行い、修繕に対する理解が得られるように努めるものとする。</p>	
<p>5 安全対策関係</p> <p>(1) 作業現場は、常に整理整頓を行い、特に危険を誘発するような箇所の点検を行う等、事故の防止に努めること。</p> <p>(2) 団地敷地内は原則禁煙とする。</p> <p>(3) 解体撤去等においては、必ず防塵マスク、防護メガネ及びヘルメット等の着用すること。</p> <p>(4) 事故等が発生した場合は、適切な処置を行い、速やかに監督員に報告すること。</p> <p>(5) 施工中に現場構内、その隣接敷地及び付近の道路において、工作物、入居者及び第三者に与えた損傷又は障害については、受注者とその責に任ずるものとし、万一、損傷を与えた場合は受注者の負担により復旧対応すること。</p> <p>(6) 高所での作業に当たっては、適切な足場等を用いて、安全作業に努めること。(はしご作業厳禁、写真撮影要)</p> <p>(7) 本工事対象施設は、株式会社東急コミュニティーによって管理されている。緊急時に管理会社からの指示があった場合は、それに従い、速やかに監督員に報告すること。</p>	

<p>A15</p> <p>LEDベースライト FL20W1灯相当</p> <p>棚下直付型キッチンライト フルスイッチ付き 昼白色(5000K)</p> <p>メーカー名 参考品番 パナソニック LGB52097 LE1 三菱 EL-LFV20051 1HN 東芝 LEDB87005N-LS</p> 	<p>A21</p> <p>LEDベースライト 800lmタイプ</p> <p>天井直付型 特記なき場合は電球色(3000K)</p> <p>メーカー名 参考品番 パナソニック XFX200AEL LE9 三菱 MY-V208430/L AHTN 東芝 LEKT212084L-LS9</p> 	<p>A21W</p> <p>LEDベースライト</p> <p>防湿型・防雨型 SUS製 公共施設型番 LSS9MP/RP-2-07LN 特記なき場合は電球色(3000K)</p> 
<p>A22</p> <p>LEDベースライト</p> <p>天井直付型 公共施設型番 LSS9-2-15 昼白色(5000K)</p>	<p>A22W</p> <p>LEDベースライト</p> <p>防湿型・防雨型 SUS製 公共施設型番 LSS9MP/RP-2-14LN 特記なき場合は電球色(3000K)</p> 	<p>A41</p> <p>LEDベースライト</p> <p>天井直付型 公共施設型番 LSS9-4-23 昼白色(5000K)</p> 
<p>A42</p> <p>LEDベースライト</p> <p>天井直付型 公共施設型番 LSS9-4-48 昼白色(5000K)</p>	<p>A42W</p> <p>LEDベースライト 5200lmタイプ</p> <p>直付型 防湿型・防雨型 SUS製 公共施設型番 LSS9MP/RP-4-46LN 特記なき場合は電球色(3000K)</p> 	<p>A43</p> <p>LEDベースライト 10000lmタイプ</p> <p>天井直付型 昼白色(5000K)</p> <p>メーカー名 参考品番 パナソニック XFX400AEN LE9 三菱 MY-V410632/N AHTN 東芝 -</p> 
<p>B21W</p> <p>LED直付型</p> <p>防湿型・防雨型 SUS製 公共施設型番 LBF3MP/RP-2-06 特記なき場合は電球色(3000K)</p> 	<p>B22W</p> <p>LED直付型</p> <p>防湿型・防雨型 SUS製 公共施設型番 LBF3MP/RP-2-13 特記なき場合は電球色(3000K)</p> 	

凡例			
記号	摘要	仕様	備考
---		EM-EF1.6-2C (天井いんべい)	
---		EM-1E1.6×2(C19) (指定色塗装) 1方出露出丸ボックス(塗装)共	集会所内の配管はE19とする。

変更
記事

京都市向島市営住宅修繕工事

設計変更

ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事

NO.7 14 枚の内

NO. 枚の内

器具姿図(2)

京都市住宅供給公社

令和 年 月

令和8年4月

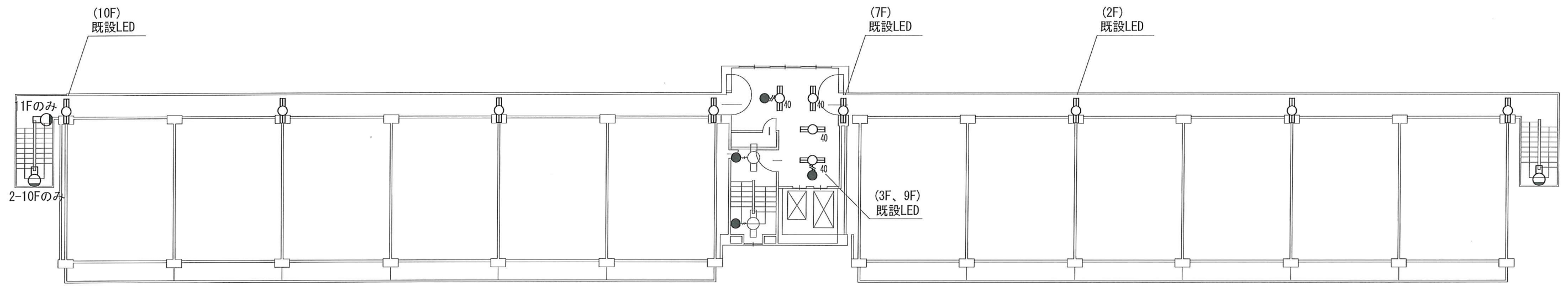
S= -

維持工事課



<p>C21</p> <p>LEDベースライト 天井埋込型 8001mタイプ 昼白色(5000K)</p>	<p>C22</p> <p>LEDベースライト 天井埋込型 公共施設型番 LRS6-2-30 昼白色(5000K)</p>	<p>C41</p> <p>LEDベースライト 天井埋込型 公共施設型番 LRS3CC-4-23 昼白色(5000K)</p>	<p>C42</p> <p>LEDベースライト 天井埋込型 公共施設型番 LRS3CC-4-48 昼白色(5000K)</p>	<p>C43</p> <p>LEDベースライト 天井埋込型 100001mタイプ 昼白色(5000K)</p>	<p>D21</p> <p>LEDベースライト 壁付型 直付型階段通路誘導灯 昼白色(5000K)</p>																								
<table border="1"> <tr><th>メーカー名</th><th>参考品番</th></tr> <tr><td>パナソニック</td><td>AFX200PEN LE9</td></tr> <tr><td>三菱</td><td>MY-B208430/N AHTN</td></tr> <tr><td>東芝</td><td>LEKR215083N-LS9</td></tr> </table>	メーカー名	参考品番	パナソニック	AFX200PEN LE9	三菱	MY-B208430/N AHTN	東芝	LEKR215083N-LS9				<table border="1"> <tr><th>メーカー名</th><th>参考品番</th></tr> <tr><td>パナソニック</td><td>AFX409VEN LE9</td></tr> <tr><td>三菱</td><td>MY-B410635/N AHTN</td></tr> <tr><td>東芝</td><td>-</td></tr> </table>	メーカー名	参考品番	パナソニック	AFX409VEN LE9	三菱	MY-B410635/N AHTN	東芝	-	<table border="1"> <tr><th>メーカー名</th><th>参考品番</th></tr> <tr><td>パナソニック</td><td>NNCF23115J LE9</td></tr> <tr><td>三菱</td><td>MY-FHS208430A/N AHTN</td></tr> <tr><td>東芝</td><td>LEKSS24083N-LS</td></tr> </table> <p>※電池内蔵</p>	メーカー名	参考品番	パナソニック	NNCF23115J LE9	三菱	MY-FHS208430A/N AHTN	東芝	LEKSS24083N-LS
メーカー名	参考品番																												
パナソニック	AFX200PEN LE9																												
三菱	MY-B208430/N AHTN																												
東芝	LEKR215083N-LS9																												
メーカー名	参考品番																												
パナソニック	AFX409VEN LE9																												
三菱	MY-B410635/N AHTN																												
東芝	-																												
メーカー名	参考品番																												
パナソニック	NNCF23115J LE9																												
三菱	MY-FHS208430A/N AHTN																												
東芝	LEKSS24083N-LS																												
<p>K13</p> <p>LED非常灯専用型 公共施設型番 K1-LSS11-1</p>	<p>K13B</p> <p>LED非常灯専用型 公共施設型番 K1-LRS11-1</p>	<p>L60</p> <p>LEDダウンライト 昼光色(5000K) 白熱灯60W相当</p>	<p>P40</p> <p>LEDブラケットライト 直付型 白熱灯40W相当 特記なき場合は電球色(2700K)</p>																										
		<table border="1"> <tr><th>メーカー名</th><th>参考品番</th></tr> <tr><td>パナソニック</td><td>XNDO609WNZ LE9</td></tr> <tr><td>三菱</td><td>EL-DAO/O(0614NM) AHN</td></tr> <tr><td>東芝</td><td>LEKD05011FN-LS9</td></tr> </table>	メーカー名	参考品番	パナソニック	XNDO609WNZ LE9	三菱	EL-DAO/O(0614NM) AHN	東芝	LEKD05011FN-LS9	<table border="1"> <tr><th>メーカー名</th><th>参考品番</th></tr> <tr><td>パナソニック</td><td>LGW85014WF</td></tr> <tr><td>三菱</td><td>EL-WCE1700C</td></tr> <tr><td>東芝</td><td>LEDB88921</td></tr> </table>	メーカー名	参考品番	パナソニック	LGW85014WF	三菱	EL-WCE1700C	東芝	LEDB88921										
メーカー名	参考品番																												
パナソニック	XNDO609WNZ LE9																												
三菱	EL-DAO/O(0614NM) AHN																												
東芝	LEKD05011FN-LS9																												
メーカー名	参考品番																												
パナソニック	LGW85014WF																												
三菱	EL-WCE1700C																												
東芝	LEDB88921																												
<p>Q11</p> <p>避難口誘導灯 公共施設型番 SH1-FBF20-C</p>	<p>Q21</p> <p>避難口誘導灯 公共施設型番 SH1-FBF20-BL</p>	<p>W31</p> <p>LEDシーリングライト 和室6畳用</p>	<p>W32</p> <p>LEDシーリングライト 和室8畳用 プルスイッチ付き</p>	<p>W44</p> <p>LEDシーリングライト 和室10畳用</p>																									
		<table border="1"> <tr><th>メーカー名</th><th>参考品番</th></tr> <tr><td>パナソニック</td><td>LGC25831</td></tr> <tr><td>三菱</td><td>-</td></tr> <tr><td>東芝</td><td>LEDH8003A02-LC</td></tr> </table>	メーカー名	参考品番	パナソニック	LGC25831	三菱	-	東芝	LEDH8003A02-LC	<table border="1"> <tr><th>メーカー名</th><th>参考品番</th></tr> <tr><td>パナソニック</td><td>LGB12625 LE1</td></tr> <tr><td>三菱</td><td>-</td></tr> <tr><td>東芝</td><td>-</td></tr> </table>	メーカー名	参考品番	パナソニック	LGB12625 LE1	三菱	-	東芝	-	<table border="1"> <tr><th>メーカー名</th><th>参考品番</th></tr> <tr><td>パナソニック</td><td>LGC45831</td></tr> <tr><td>三菱</td><td>-</td></tr> <tr><td>東芝</td><td>LEDH8403A02-LC</td></tr> </table>	メーカー名	参考品番	パナソニック	LGC45831	三菱	-	東芝	LEDH8403A02-LC	
メーカー名	参考品番																												
パナソニック	LGC25831																												
三菱	-																												
東芝	LEDH8003A02-LC																												
メーカー名	参考品番																												
パナソニック	LGB12625 LE1																												
三菱	-																												
東芝	-																												
メーカー名	参考品番																												
パナソニック	LGC45831																												
三菱	-																												
東芝	LEDH8403A02-LC																												

変更 記事	京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更	注	
	ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事	NO. E08 14 枚の内		NO. 枚の内
	1街区1号棟 平面図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年4月 S= -	維持工事課		



2～11階平面図

階段室
B21W × 1

(3F、4-6F、8F、9F、11F)
共用廊下
A22W × 8

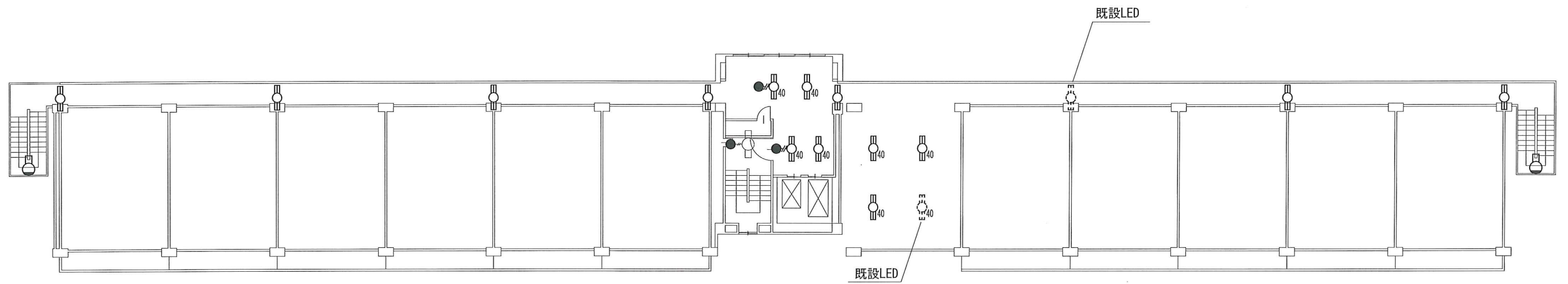
(2F、7F、10F)
共用廊下
A22W × 7

(2F、4-8F、10-11F)
ELVホ-ル、ヒ-ロ-イ
A42W × 4
K13 × 2

階段室
A21 × 2
K13 × 2

階段室
B21W × 1

(3F、9F)
ELVホ-ル、ヒ-ロ-イ
A42W × 3
K13 × 1



1階平面図

階段室
B21W × 1

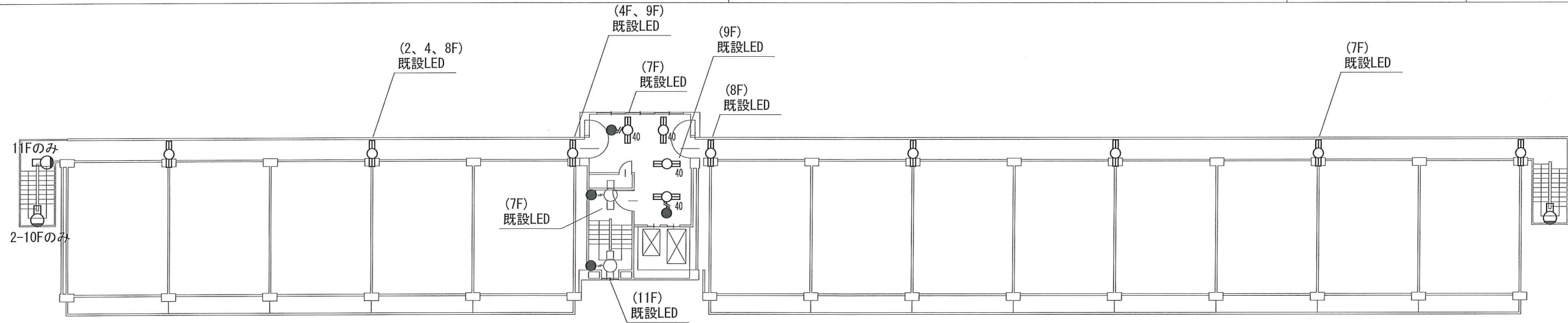
共用廊下
A22W × 7

ELVホ-ル、ヒ-ロ-イ
A42W × 7
K13 × 2

階段室
A21 × 1
K13 × 1

階段室
B21W × 1

変更 記事	京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事	NO. E09 14 枚の内		NO. 枚の内
	1街区2号棟 平面図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年4月 S= -	維持工事課		



2～11階平面図

階段室
B21W × 1

(4, 8F)
共用廊下
A22W × 6

(2F, 7F, 9F)
共用廊下
A22W × 7

(3F, 5F, 6F, 10F, 11F)
共用廊下
A22W × 8

(7F)
ELVホ-ル、ヒ'ロイ
A42W × 3
K13 × 1

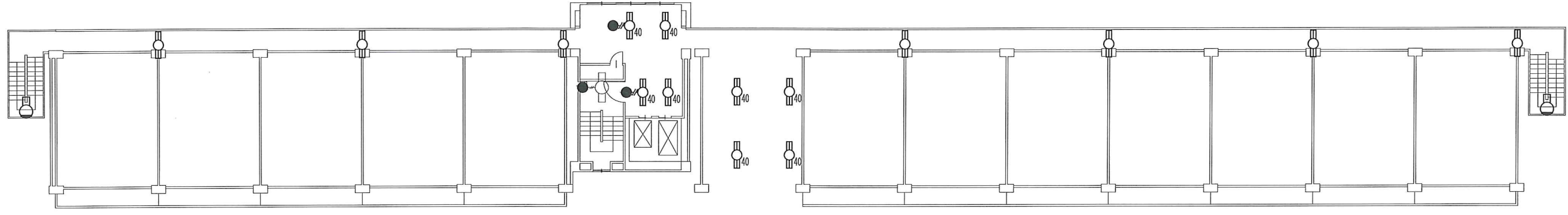
(7F, 11F)
階段室
A21 × 1
K13 × 1

(9F)
ELVホ-ル、ヒ'ロイ
A42W × 3
K13 × 2

(2-6, 8-10F)
階段室
A21 × 2
K13 × 2

(2-5F, 6F, 8F, 10F, 11F)
ELVホ-ル、ヒ'ロイ
A42W × 4
K13 × 2

階段室
B21W × 1



1階平面図

階段室
B21W × 1

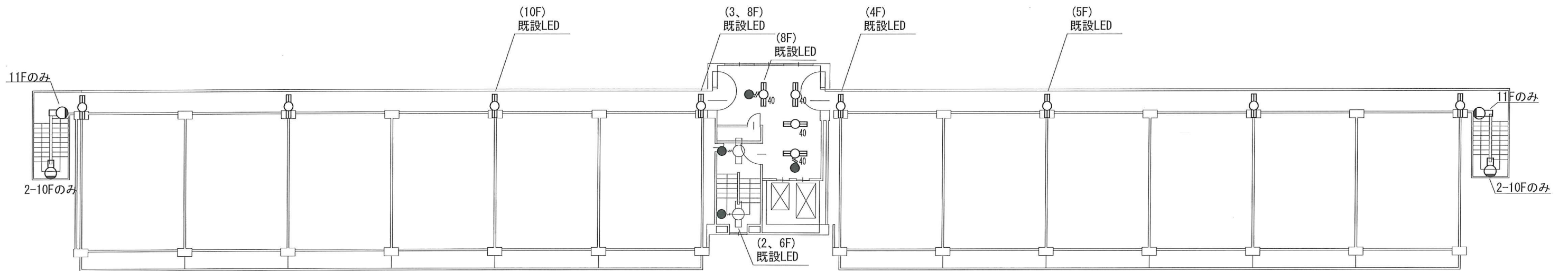
共用廊下
A22W × 7

ELVホ-ル、ヒ'ロイ
A42W × 8
K13 × 2

階段室
A21 × 1
K13 × 1

階段室
B21W × 1

変更 記事	京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
	ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事 NO. E10 14 枚の内	NO. 〇 枚の内	
	1街区3号棟 平面図	京都市住宅供給公社	
	令和8年4月 S= -	令和 年 月 維持工事課	



2～11階平面図

階段室
B21W × 1

(2, 6, 7, 9, 11F)
共用廊下
A22W × 8

(3, 4, 5, 8, 10F)
共用廊下
A22W × 7

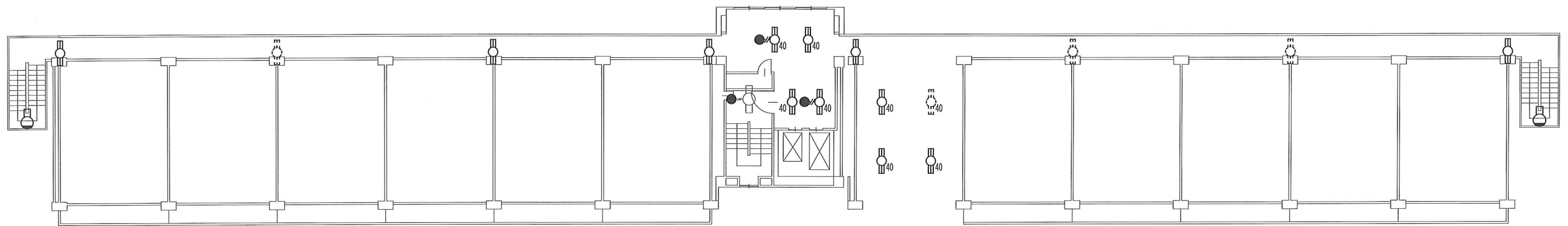
(2-7, 9-11F)
ELVホール、ビロティ
A42W × 4
K13 × 2

(3-5, 7-11F)
階段室
A21 × 2
K13 × 2

階段室
B21W × 1

(8F)
ELVホール、ビロティ
A42W × 3
K13 × 1

(2, 6F)
階段室
A21 × 1
K13 × 1



1階平面図

階段室
B21W × 1

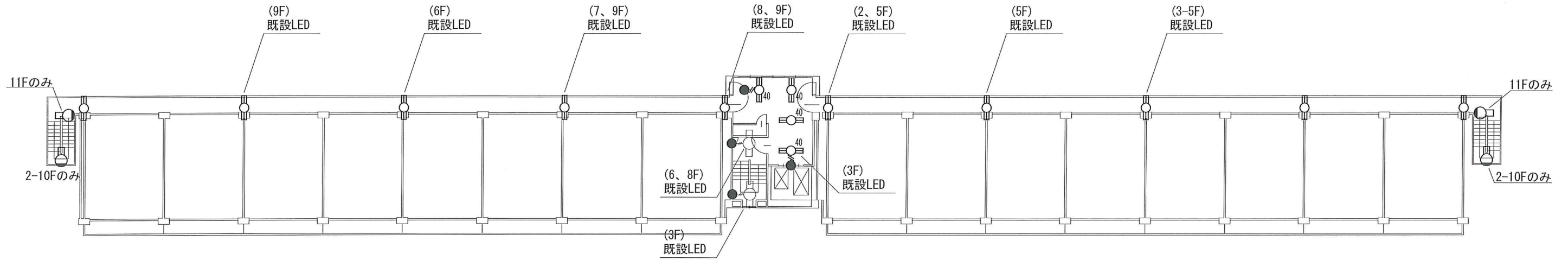
共用廊下
A22W × 5

ELVホール、ビロティ
A42W × 7
K13 × 2

階段室
A21 × 1
K13 × 1

階段室
B21W × 1

変更 記事	京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更	注 意
	ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事 NO. E11 14 枚の内	NO. 〇 枚の内	
	1街区4号棟 平面図	京都市住宅供給公社	
	令和8年4月 S= -	令和 年 月 維持工事課	



2 ~ 11階平面図

階段室
B21W × 1

(10, 11F)
共用廊下
A22W × 10

(2, 3, 4, 6, 7, 8F)
共用廊下
A22W × 9

(5, 9F)
共用廊下
A22W × 7

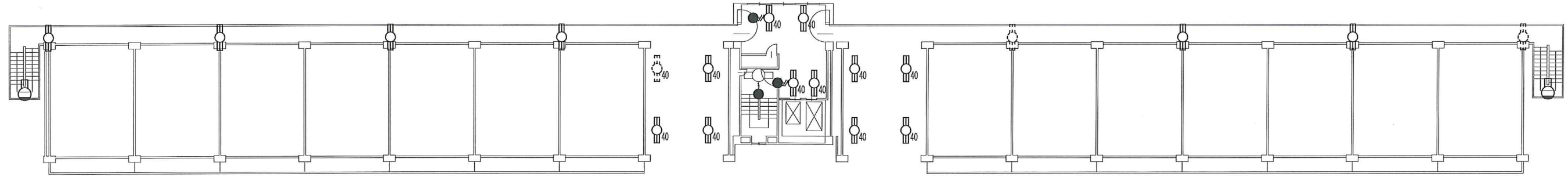
(2F, 4-11F)
ELVホール、ヒ°ロイ
A42W × 4
K13 × 2

(2, 4, 5, 7, 9-11F)
階段室
A21 × 2
K13 × 2

(3F)
ELVホール、ヒ°ロイ
A42W × 3
K13 × 1

(3, 6, 8F)
階段室
A21 × 1
K13 × 1

階段室
B21W × 1



1階平面図

階段室
B21W × 1

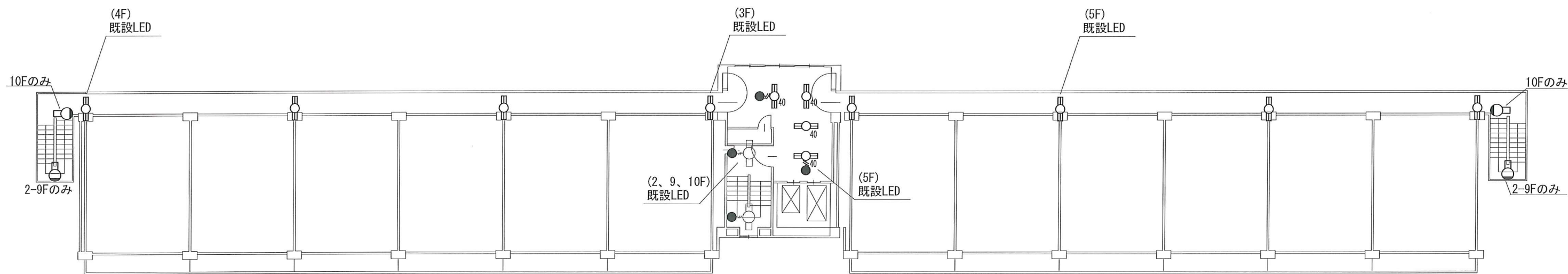
共用廊下
A22W × 6

ELVホール、ヒ°ロイ
A42W × 11
K13 × 2

階段室
A21 × 1
K13 × 1

階段室
B21W × 1

変更 記事	京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事	NO. E12 14 枚の内		NO. 枚の内
	1街区5号棟 平面図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和8年4月 S= -	維持工事課		



2～10階平面図

階段室
B21W × 1

(2、6-10F)
共用廊下
A22W × 8

(3、4、5F)
共用廊下
A22W × 7

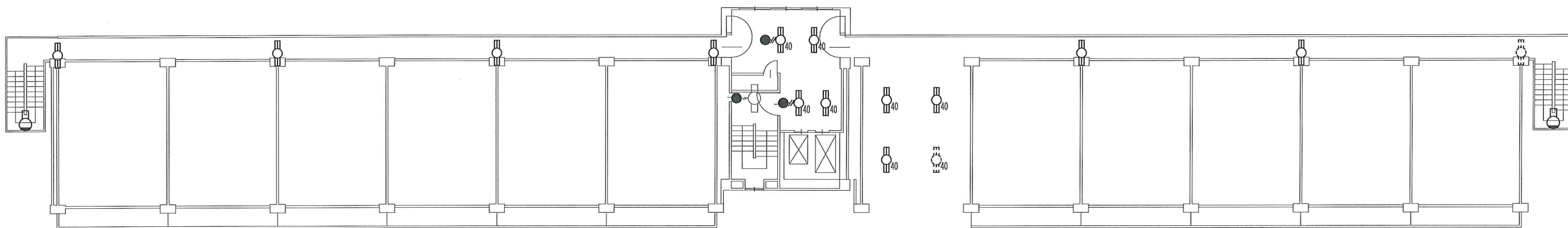
(2-4F、6-10F)
ELVホール、ヒ・ロティ
A42W × 4
K13 × 2

(3-8F)
階段室
A21 × 2
K13 × 2

階段室
B21W × 1

(5F)
ELVホール、ヒ・ロティ
A42W × 3
K13 × 1

(2、9、10F)
階段室
A21 × 1
K13 × 1



1階平面図

階段室
B21W × 1

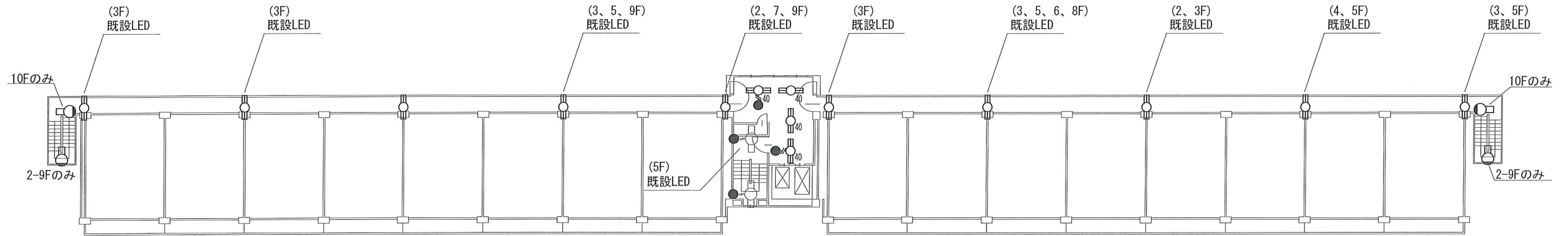
共用廊下
A22W × 6

ELVホール、ヒ・ロティ
A42W × 7
K13 × 2

階段室
A21 × 1
K13 × 1

階段室
B21W × 1

変更 記事		京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
		ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事	NO. E13 14 枚の内		NO. 枚の内
		1街区6号棟 平面図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和8年4月 S= -	維持工事課		



2～10階平面図

階段室
B21W × 1

(3F)
共用廊下
A22W × 3

(5F)
共用廊下
A22W × 6

(2F, 9F)
共用廊下
A22W × 8

(4F, 6-8F)
共用廊下
A22W × 9

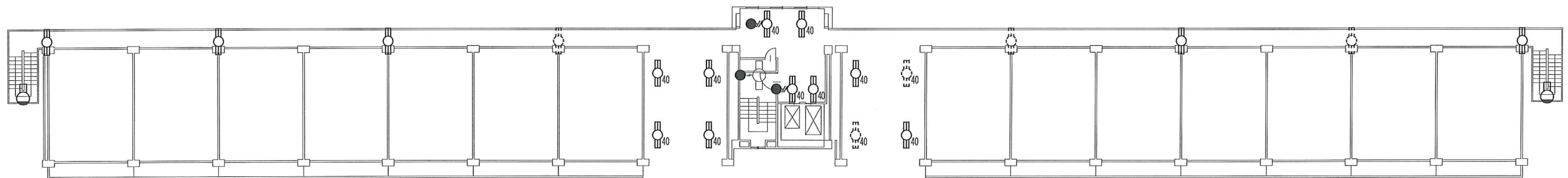
(10F)
共用廊下
A22W × 10

ELVホール、ヒロイ
A42W × 4
K13 × 2

(2-4, 6-10F)
階段室
A21 × 2
K13 × 2

階段室
B21W × 1

(5F)
階段室
A21 × 1
K13 × 1



1階平面図


階段室
B21W × 1

共用廊下
A22W × 5

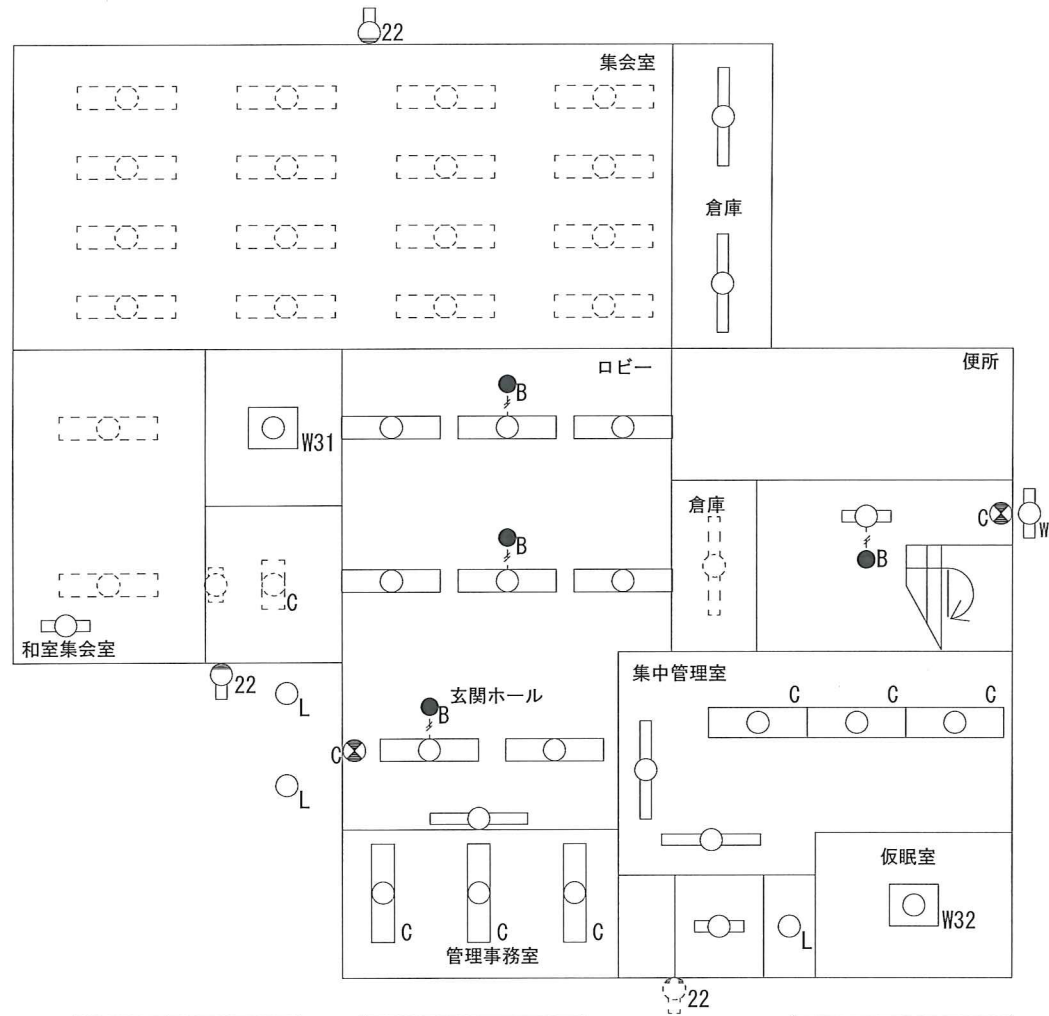
ELVホール、ヒロイ
A42W × 10
K13 × 2

階段室
A21 × 1
K13 × 1

階段室
B21W × 1

変更 記事		京都市向島市営住宅修繕工事	設計変更		
		ただし、1街区1号棟ほか6棟照明設備LED化改修工事	NO. E14 14 枚の内 NO. 枚の内		
		集会所 平面図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和8年4月 S= -	維持工事課		

集会室、倉庫、外部
A41 ×2
B22W ×1



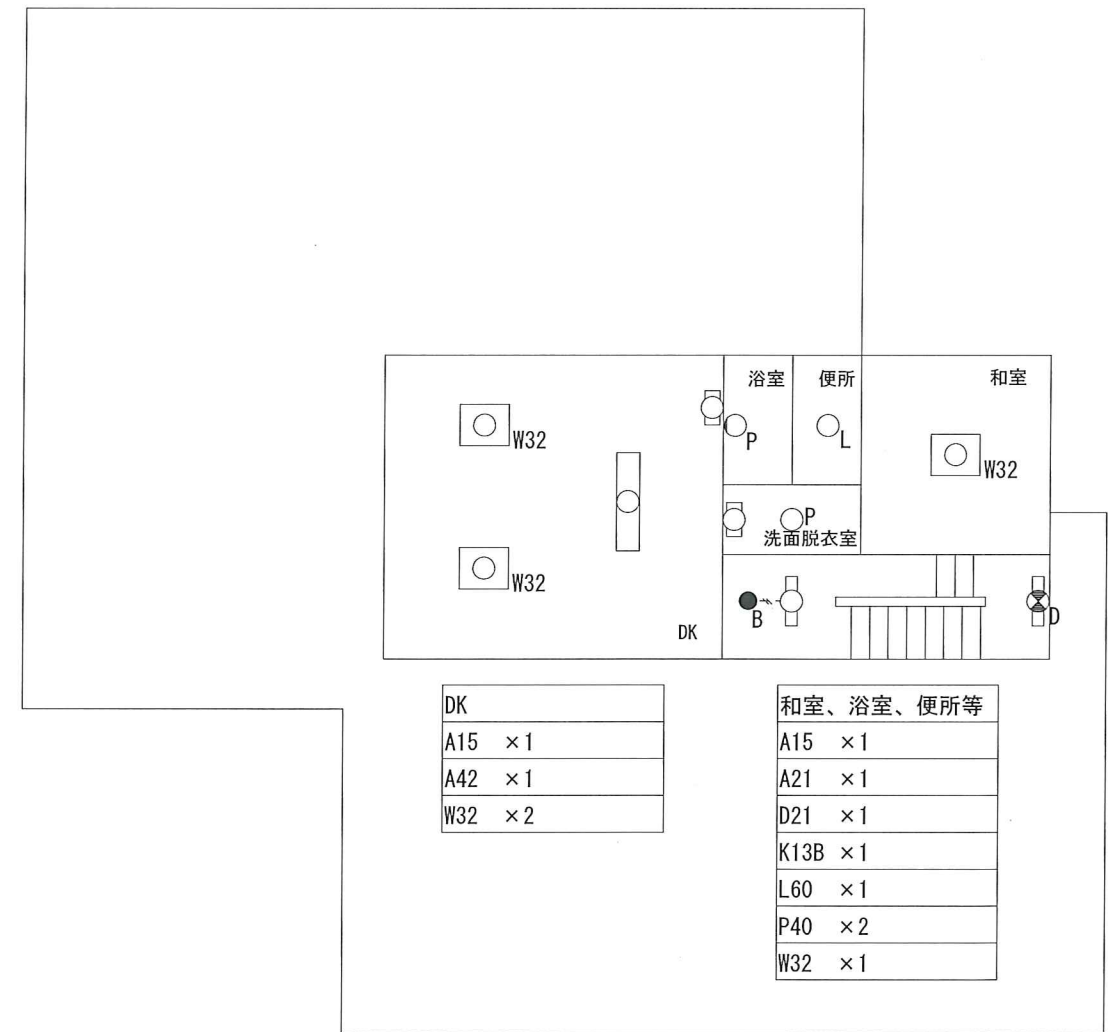
玄関
A21 ×1
A21W ×1
K13B ×1
Q11 ×1

和室集会室
A21 ×1
W31 ×1

管理事務室
C42 ×3

集中管理室、仮眠室
A21 ×1
A41 ×2
C42 ×3
L60 ×1
W32 ×1

玄関ホール、ロビー
A41 ×1
A42 ×8
B22W ×1
K13B ×3
L60 ×2
Q11 ×1



DK
A15 ×1
A42 ×1
W32 ×2

和室、浴室、便所等
A15 ×1
A21 ×1
D21 ×1
K13B ×1
L60 ×1
P40 ×2
W32 ×1